

○入札説明書

燃料（プロパンガス）の単価契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年3月8日

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称
燃料プロパンガスの単価契約
- (2) 調達する役務の内容等
別添契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
茨城県立中央病院（茨城県笠間市鯉淵6528）

3 担当部局

〒309-1793
茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院事務局 経理課 内線2025
電話 0296-77-1121
FAX 0296-77-2886
メールアドレス chuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に本店、支店又は営業所があり、緊急対応が可能な者であること。
- (5) 仕様内容を遂行できる配置人員を確保できる者であること。
- (6) 本公告に示した物品調達の規格（仕様書）に適した物品及び数量又は条件等に適合する者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない

こと。

- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便、持参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）4(4)から(8)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加者又はその代理人は、職員の求めに応じ書類等の内容について説明しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年3月17日（金）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加確認通知書を発行する。
なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和3年3月24日（金）午後2時30分から

- (2) 場 所 茨城県立中央病院 2階 本館大会議室

- (3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までに3の担当部局にその旨を連絡すること。

- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。

- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。

- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札金額は、1㎡当たりの単価を記載するものとし、調達物品の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。

イ 入札書（様式第4号）に必要事項を記入のうえ、3の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第3号）を提出すること。

(2) 入札書の提出

令和5年3月24日（金）午後2時30分必着

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

15 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

令和 年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

茨城県立中央病院長 殿

住 所 _____

名称又は商号 _____

代表者職氏名 _____

令和5年3月8日付けで公告のあった下記の物品調達に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。
なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 入札公告のあった調達物品名
プロパンガス 3, 800 m³ (予定数量)
- 物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No. _____
- 添付書類
 - 供給証明書
 - 配送計画書
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
 - 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないことを証する書類（誓約書）

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

(別紙様式1)

令和 年 月 日

供給証明書

茨城県立中央病院長 殿

所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者の氏名 _____

茨城県立中央病院におけるプロパンガスの一般競争入札において、下記の入札業者が落札し、契約を締結した場合は、下記により契約予定数の供給が可能であることを証明します。

記

1 品名 プロパンガス

2 予定数量 3,800 m³

3 納入期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 特約店 所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者の氏名 _____

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

(別紙様式2)

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者の氏名 _____

配送計画書

本店及び支店又は営業所から指定納入場所までの配送計画は以下のとおりです。

事業所等	
所在地	
タンク容量等	
プロパンガス配送用 車両の配置台数	台
事業所等から茨城県立中央 病院までの所要時間及び距 離	(所要時間) (距離) _____時間_____分 _____ k m

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

様式第3号

令和 年 月 日

委 任 状

茨城県立中央病院長 殿

委任者

住 所 _____

名称又は商号 _____

代表者氏名 _____

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1 代理人 住 所 _____
氏 名 _____

2 委任事項

令和5年3月24日（金）茨城県中央病院において行われるプロパンガスの購入に係る
入札（見積）に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

(別紙様式4)

令和 年 月 日

入 札 (見 積) 書

茨城県立中央病院長 殿

住所又は所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者氏名 _____

代理人氏名 _____

茨城県病院局会計規程、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、入札説明書及び仕様書を遵守し、下記のとおり入札（見積り）します。

記

金						円
---	--	--	--	--	--	---

品 名	プロパンガス 1 m ³ 当たりの単価
-----	--------------------------------

(注意事項)

- 1 入札金額は、1 m³あたりの単価を記載（円単位まで）すること。
また、金額の前に「¥」の符号を付すこと。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。
- 3 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

本件責任者：氏名 担当者：氏名	連絡先 連絡先
--------------------	------------

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

本件責任者：氏名
担 当 者：氏名

連絡先
連絡先

誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立中央病院長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ

(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ

(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ

(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

単 価 契 約 書 (案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、プロパンガスの供給について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところによりプロパンガスの供給を受け、甲の指示に従い、ガスボンベを設置するものとする。

なお、当該ガスの計量に必要なメーター（以下「メーター」という。）は、甲の負担において設置するものとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 品質・品名 | プロパンガス |
| (2) 単 価 | 円/㎡（消費税及び地方消費税を除く。） |
| (3) 契約期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (4) 納入場所 | 甲の指定する場所 |

（供給方法）

第2条 乙は第1条第3号の契約期間中常にボンベ内のガスの量を確認し、甲の使用に支障のないように供給するものとする。

（検針等）

第3条 乙は、使用済みのガスの計量のため、甲の消費設備に直結するメーターにより毎月月末に検針を行い、前月分の消費量を確認のうえ、当該月の消費量を、甲に通知するものとする。

2 計量は、㎡単位とし、小数点第2位を四捨五入して報告するものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、毎月10日までに前月中に消費した分を取りまとめたうえ、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 代金の請求額は、前条の規定により確認した消費量に、第1条の単価を乗じたうえで、当該金額に、消費税及び地方消費税相当する100分の10に相当する額を加算した金額とする。

なお、消費税相当額を加えた額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

（危険負担）

第5条 乙が納入するプロパンガスを使用したため、甲又は第三者が損害を受けたときは甲の責

に帰する場合を除き、乙はその賠償の責を負うものとする。

(事情変更)

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(災害時の対応)

第7条 乙は、災害時において必要な検査等を速やかに行うものとし、甲が必要な燃料を可能な限り確保することとし、優先的に供給することとする。

(解除)

第8条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び現品納入から計量に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長

⑨

乙